

よくあるご質問 Q&A ~就職準備金貸付金~

1 条件について

- ① 就職準備金は過去に借りていたら、2回目は借りられないですか？ → ひとり1回限りです。
- ② 従事期間中に産育休に入る予定があるのがわかっていても貸付をうけることはできますか？ → 申請時に産育休に入るということがわかつていても申請は可能です。従事期間中に産育休に入られた場合は、必要書類をご提出いただくことで、産育休期間は返還を猶予できます。

2 貸付額について

- ① 就職準備金はどのように支払われますか？ → 借用書取り交わし後、翌月下旬以降（予定）に一括で指定された口座へ振り込みます。

3 提出物について

- ① 保育料の一部貸付金と就職準備金両方を借りたい場合、提出書類で被る物（例えば、印鑑登録証明書）は一部でよいですか？ → 保育料の一部貸付金と就職準備金各々に提出は必要ありません。被る書類は1部のみの提出で結構です。ただし、申請書は様式が異なるので各々提出が必要です。
- ② 就職準備金の前職の離職日の確認できる書類とは、離職票以外に何がありますか？ → 前職の源泉徴収票（離職日が入っていれば可能）、退職証明等の写しでも可能です。
- ③ 保育士証が旧姓のままで氏名変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか？ → 申請時は、現在お持ちの保育士証の写しをご提出ください。それと保育士証の氏名変更中とわかるもの（保育士証氏名変更申請書の写し）または、氏名変更した旨がわかる書類（免許証の【表・裏】の写し、戸籍抄本の写し等）を付けて提出してください。ただし、必ず保育士証の氏名変更手続きをとって下さい。また新たな保育士証が届き次第、そちらの写しを直ちに提出してください。

4 連帯保証人について

- ① 連帯保証人は必ず1名たてなければならないですか？また配偶者は連帯保証人になれますか？ → 連帯保証人は必ず1名（配偶者可能）必要です。連帯保証人となるのは、課税されている成年者（多額の負債や破産手続き等法的整理中でないこと）となります。
- ② 保育料の一部貸付金と就職準備金両方を借りたい場合、連帯保証人は同一人物でよいですか？ → 保育料の一部貸付金と就職準備金を併用貸与希望の場合、連帯保証人は同一人物でもなれます。